

令和 7 年 4 月 2 4 日
保健福祉政策部国保・年金課

資格確認書の一斉交付について

1 主旨

令和 5 年 6 月 9 日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、被保険者証の発行は終了した。

既に発行済みの被保険者証は記載の有効期限までは有効とする経過措置が設けられており、世田谷区の国民健康保険被保険者証は令和 7 年 9 月 3 0 日に有効期限を迎える。

国からは、原則、マイナ保険証を保有している被保険者には医療機関等でマイナ保険証が読み取れなかった場合等に提示する「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を保有していない者には「資格確認書」を交付することとなっている。

当区では、制度移行後においても適切に保険診療を受ける機会の確保、また、多くの「資格確認書」の交付申請が予想され、それに伴う被保険者への交付期間により受診機会を逃す恐れ等を考慮すると「資格確認書」の交付が必要だと考える。

そのため、令和 7 年 1 0 月 1 日から有効の「資格確認書」を全被保険者へ一斉交付する。

2 交付予定数

約 1 2 2, 0 0 0 世帯（被保険者約 1 6 0, 0 0 0 人）

3 交付方法

特定記録郵便により郵送する。

4 交付予定時期

令和 7 年 9 月中旬

5 経費

- ・業者委託費（印刷、封入、封緘、発送）

約 1, 2 6 0 万円

- ・郵送費

約 3, 7 8 0 万円

6 今後の予定スケジュール

令和 7 年 5 月 上旬 区ホームページにて周知

令和 7 年 9 月 1 日 区のおしらせにて周知

令和 7 年 9 月 中旬 資格確認書交付（特定記録郵便）

令和 7 年 9 月 3 0 日 被保険者証有効期限